

# 飯田市鳥獣捕獲従事者支援事業について

飯田市農業課

## 1 目的

鳥獣による農林業被害を防止することを目的として有害鳥獣捕獲従事者を育成するため、狩猟免許（わな猟又は銃猟の狩猟免許をいう。以下同じ。）の取得に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付します。

## 2 補助の内容

### (1) 補助対象者

市内に住所を有し、有害鳥獣捕獲従事するため新規に狩猟免許を取得する者

### (2) 補助対象経費

狩猟免許の取得に係る経費のうち、講習料、申請手数料、銃砲所持許可証を取得するために必要な金額、狩猟者登録申請手数料、ハンター保険料及び猟友会費(国県郡)

### (3) 補助率及び補助金額

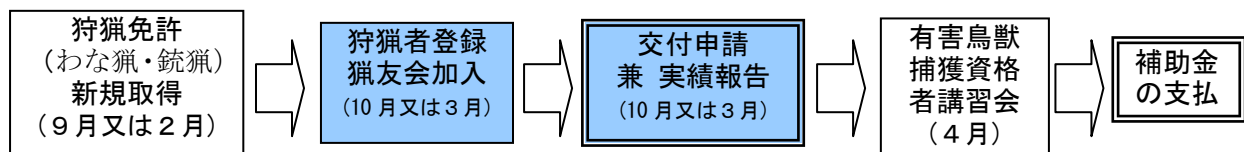
区分	狩猟免許（わな猟又は銃猟）の新規取得	
補助率及び 補助金額	補助対象経費は4分の3以内で、補助金額は千円未満切り捨てとし、補助金の上限は下記のとおりです。	
	わな猟免許（有害のみ）	13,000円
	わな猟免許	15,000円
	第1種銃猟免許	56,000円
	第2種銃猟免許	28,000円
	第1種銃猟免許及びわな猟免許	58,000円
	第2種銃猟免許及びわな猟免許	30,000円

## 3 補助金交付の流れ

### (1) 申請手続

ア 初めて狩猟者登録を行う年度に交付申請を行うこととします。

イ 狩猟免許の取得日（又は許可日）は補助年度以前でも対象としますが、新規の狩猟者登録時であることが条件となります。



### (2) 交付手続

ア 有害鳥獣捕獲従事に必要な、狩猟免許、狩猟者登録、猟友会加入が完了した時点で、補助交付申請書及び実績報告書を提出してください。

イ 交付決定にあたり、次期狩猟免許更新時（3年後）までは、毎年有害鳥獣捕獲資格者講習会を受講し、有害鳥獣捕獲従事に取り組むことを条件とします。

飯田市役所 農業課  
生産振興係 担当 丸山  
電話 0265-21-3217  
FAX 0265-52-6181